

工事請負業者選定事務処理要領

(目的)

第1 地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。以下同じ。）の所掌する工事（道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業を含む。以下同じ。）の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。以下「会計規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(一般競争参加資格)

第2 地方整備局長（以下「部局長」という。）は、会計規則第34条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を定めるときは、次の各号によるものとする。

一 次のイからへまでに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加する者並びに一般社団法人及び一般財団法人（以下「道路清掃作業参加者等」という。）については、イからニまで及びへに掲げる者でないこと。

イ 令第70条に該当する者

ロ 令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ハ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ニ 第5の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ホ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格審査（会計規則第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。）にあつては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の2に規定する審査基準日が第6第一号の部局長が定める期間の末日の1年7月前の日以後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあつては告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。次号において同じ。）を受

けていない者

へ 共同企業体で、その構成員にイからホまで（道路清掃作業参加者等については、イからニまで）に該当する者を含むもの

二 次のイに掲げる客観的事項（共通事項）の項目（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及びロに掲げる主観的事項（特別事項）の項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与し、第3に掲げる工事種別（第六号及び第九号から第二十一号までを除く。）ごとに、予定価格に対応する等級の区分（以下「等級区分」という。）を定めること。

イ 客観的事項（共通事項）

(イ) 一般競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の1に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度の希望工事種別（当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとの年間平均完成工事高

(ロ) 告示第一の一の2に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第一の三の1（一）から（五）までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、1人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は2までとする。）

(ハ) 告示第一の三の2に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

(ニ) 告示第一の一の2及び3、二並びに四に規定する項目

ロ 主観的事項（特別事項）

(イ) 定期の一般競争資格審査の認定をする年の前年の10月1日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの4年間における地方整備局又は官庁営繕部発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度を勘案したもの）

(ロ) 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における都道府県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

（工事種別）

第3 工事種別は、次の各号に掲げるものとする。

一 一般土木工事（土木に関する工事のうち次号から第四号まで、第七号から第十七号まで及び第十九号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）

二 アスファルト舗装工事

三 鋼橋上部工事

四 造園工事

五 建築工事（建築に関する工事のうち次号から第八号まで、第十号、第十二号、第十八号及び第十九号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）

六 木造建築工事

七 電気設備工事

- 八 暖冷房衛生設備工事（空気調和設備工事を含む。以下同じ。）
- 九 セメント・コンクリート舗装工事
- 十 プレストレスト・コンクリート工事
- 十一 法面処理工事
- 十二 塗装工事
- 十三 維持修繕工事（河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。）
- 十四 河川しゅんせつ工事
- 十五 グラウト工事
- 十六 杭打工事
- 十七 さく井工事
- 十八 プレハブ建築工事
- 十九 機械設備工事（機械設備に関する工事のうち第七号、第八号、第二十号及び第二十一号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）
- 二十 通信設備工事
- 二十一 受変電設備工事

（等級区分）

第4 第2 第二号の等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 一般土木工事

予 定 価 格	等 級
7億2,000万円以上	A
3億円以上7億2,000万円未満	B
6,000万円以上 3億円未満	C
6,000万円未満	D

二 アスファルト舗装工事

予 定 価 格	等 級
1億2,000万円以上	A
5,000万円以上1億2,000万円未満	B
5,000万円未満	C

三 鋼橋上部工事

予 定 価 格	等 級

5,000万円以上	A
5,000万円未満	B

四 造園工事

予 定 価 格	等 級
2,500万円以上	A
2,500万円未満	B

五 建築工事

予 定 価 格	等 級
7億2,000万円以上	A
3億円以上7億2,000万円未満	B
6,000万円以上 3億円未満	C
6,000万円未満	D

六 電気設備工事

予 定 価 格	等 級
2億円以上	A
5,000万円以上 2億未満	B
5,000万円未満	C

七 暖冷房衛生設備工事

予 定 価 格	等 級
2億円以上	A
5,000万円以上 2億未満	B
5,000万円未満	C

2 部局長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、前項各号の等級区分の変更（等級区分の数の減少を含む。以下この項において同じ。）をし、又は等級区分を設けないことができるものとする。ただし、等級区分を変更する場合において、変更後の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額は、前項各号の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額をこえてはならないものとする。

- 一 特定の工事種別に属する工事の請負契約に係る一般競争参加資格を有する者の数が著しく少数である場合
- 二 特定の工事種別に属する工事の発注予定件数が著しく少数である場合
- 三 前項各号の等級区分のうち特定の等級区分に含まれる発注予定工事の件数が著しく多数若しくは少数（零を含む。）である場合

（一般競争参加資格審査の実施）

第4の2 一般競争参加資格審査は、2年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

（一般競争参加資格の資格審査申請書等）

第5 部局長は、一般競争参加資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（以下「資格審査申請書」という。）（様式1）を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 申請者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別に分割して申請するとき、及び総合評定値通知書に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式2）

二 業態調書（様式3）

三 営業所一覧表（様式4）

四 申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

五 申請者が共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整（共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）4に規定する客観点数及び主観点数の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

六 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入あったもの有的时候は、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

七 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書面

八 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

九 総合評定値通知書の写し（告示第一の四の1（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

3 申請者がインターネットを使用して申請する場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを別添の入力画面上において作成し、送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第八号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。）

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第八号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

4 申請者が共同企業体であってその構成員のうち一般競争参加資格審査の申請をしていない者があるときは、当該構成員に係る第2第二号イの（イ）に掲げる項目について記載した書類並びに第2項第一号に掲げる書類を当該共同企業体に係る同項の書類とともに提出させるものとする。

5 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、第2項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる書類、同項第一号に掲げる書類に準ずる書類、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項第二号、第四号及び第五号に掲げる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類並びに定款を提出させるものとする。

6 申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加を希望する者（一般社団法人又は一般財団法人を除く。）であ

って建設業法第3条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類を提出させるものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿謄本を含む。）又はこれの写しを提出させるものとする。

（資格審査申請書等の提出期限）

第6 資格審査申請書又は資格審査申請用データの提出期限は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 定期の一般競争参加資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で部局長が定める期間
- 二 随時の一般競争参加資格審査にあつては、随時

（資格審査申請書等の提出方法）

第6の2 第5第1項及び第4項から第6項までの規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- 一 文書持参方式
- 二 文書郵送方式

2 第5第3項に規定する方式（インターネット方式）による場合における第5第2項第八号に掲げる書類の提出は、ファクシミリ方式によるものとする。ただし、前項各号の方式によることを妨げない。

3 第5第1項及び第4項から第6項までの規定による提出は、申請者が2以上の部局長による一般競争参加資格審査を希望するときは、当該申請者の本社（本店）の所在地を受付担当部局（別表に掲げるところによるものとする。第13第4項において同じ。）とする部局長に対して行わせるものとする。

（一般競争参加資格審査）

第7 部局長は、会計規則第34条第4項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

- 一 第2第一号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。
- 二 前号に掲げる者以外の者については、希望工事種別ごとに、第2第二号の総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級区分を設けている工事種別については当該工事種別ごとの等級別発注件数分布率を基準とし、かつ、等級ごとに必要な工事施工能力を勘案して高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争参加資格があると認定し、等級区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。なお、等級区分を設けている工事種別のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事及び造園工事においては、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）第4の規定に基づき計算した技術評価点数が零点の者は、最下位等級とする。

2 部局長は、当該2会計年度における事業費、事業内容等及び過去における工事規模別発注件数の分布状況を勘案して前項の等級別発注件数分布率を定めるものとする。

(審査会)

第8 部局長は、一般競争参加資格審査の予備審査を行うため、競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）を設けるものとする。

2 審査会の会長は部局長とし、審査員は、地方整備局の部長及び当該地方整備局の職員の中から部局長が指名した者とするものとする。

3 審査会は、2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。

4 審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

第9 第7第1項の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格が認定されたときから次期の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

(有資格業者名簿の様式)

第10 部局長は、会計規則第34条第4項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿（様式特2）により行うものとする。

(有資格業者の名簿等の送付)

第11 部局長は、第10の有資格業者名簿を作成したときは、当該地方整備局所属の契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいい、工事の請負契約を締結しない契約担当官等を除く。以下同じ。）及び国土交通大臣官房地方課長に当該名簿を送付するものとする。

2 部局長は、前項の名簿を国土交通大臣官房地方課長に送付するときは、当該名簿に、第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）のうち共同企業体、協業組合、企業組合及び事業協同組合（中小企業等協同組合法による事業協同組合をいう。）について、それぞれその数等を記載した調書（様式特3又は様式特4）を添付するものとする。

(一般競争参加資格認定通知書の様式)

第12 部局長は、会計規則第34条第6項の規定により通知をするときは、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（イ）及び（ロ））により行うものとする。

(変更等の届出)

第13 部局長は、申請者又は有資格業者が建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。

2 部局長は、申請者又は有資格業者（共同企業体である者を除く。）が第2第一号イ又はホ（道路清掃作業参加者等についてはイ）に該当することとなったとき、及び共同企業体である申請者又は有資格業者がその構成員に第2第一号イ又はホ（道路清掃作業参加者等についてはイ）に該当する者を含むこととなったときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。

- 3 部局長は、有資格業者に第12の通知をした後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式5）によりその旨を届け出させるものとする。
- 一 住所、電話番号又はファクシミリ番号
 - 二 商号又は名称
 - 三 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名
 - 四 本社（本店）以外の営業所（一般社団法人又は一般財団法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号（営業所の新設又は廃止の場合を含む。）
 - 五 本店又は営業所の経営事項審査を受けた建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号
 - 六 資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項
 - 七 国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

- 4 前3項の規定による届出は、申請者又は有資格業者の本社（本店）の所在地を受付担当部局とする部局長に対して行わせるものとする。
- 5 部局長は、前項の届出があったときは、その内容を当該地方整備局所属の契約担当官等に通知するものとする。
- （一般競争参加資格の認定の取消し等）

第14 部局長は、有資格業者が第2第一号イからへまでの一に該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

2 部局長は、有資格業者から第13第1項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

3 部局長は、前2項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争参加資格認定取消通知書（様式特6）により当該有資格業者又は建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号の一に掲げる者にその旨を通知するとともに、第10の有資格業者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を当該地方整備局所属の契約担当官等及び国土交通大臣官房地方課長に通知するものとする。

（指名競争参加資格）

第15 部局長は、会計規則第36条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

（指名基準）

第16 部局長は、会計規則第37条第1項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）を定めるときは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとすることは、当該工事の予定価格の等級に属する有資格業者で発注予定工事の予定価格に相応するものの中から指名しなければならない。
- 二 契約担当官等は、前号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予

定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

三 契約担当官等は、第一号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

四 契約担当官等は、第一号の有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の予定価格に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。この場合において、第一号の規定により指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、第一号の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の2分の1以上としなければならない。

五 契約担当官等は、第一号及び前号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、第一号の有資格業者の2等級下位の等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀なものを指名することができる。

六 契約担当官等は、特別の技術を要する工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するもの（以下「上位業者」という。）を、あらかじめ、上位業者指名承認申請書（様式特7）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けて指名することができる。この場合において、国土交通大臣の承認を受けようとする者が地方整備局の事務所の契約担当官等であるときは、上位業者指名承認申請書は部局長を経由して提出するものとする。

七 契約担当官等は、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するものを指名することができる。

八 契約担当官等は、競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからチまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

イ 不誠実な行為の有無

ロ 客観的事項の審査基準日以降における経営状況

ハ 主観的事項の審査基準日以降における工事成績

ニ 当該工事に対する地理的条件

ホ 手持ち工事の状況

へ 当該工事施工についての技術的適性

ト 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況

チ 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況

（地方整備局入札・契約手続運営委員会）

第17 地方整備局に、別に定めるところにより、部局長が定める額以上の工事を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望

者の競争参加資格の有無並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに当該工事の請負契約を随意契約によろうとする場合の相手方の決定について調査審議する地方整備局入札・契約手続運営委員会を置くものとする。

(契約状況の報告)

第18 部局長は、当該地方整備局所属の契約担当官等が前会計年度に締結した工事請負契約の状況を毎年5月31日までに国土交通大臣官房地方課長に報告しなければならない。

附 則

(適用範囲)

1 この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を平成25年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

(総合評定値通知書等の取扱い)

2 第5第2項第九号に規定する総合評定値通知書の写しについては、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年国土交通省告示第523号（以下「改正告示」という。））による改正前の告示第一の四の1（一）に規定する雇用保険及び（二）に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示が施行された平成24年7月1日以降の内容のものでなければならないものとする。

(等級区分に係る残留措置)

3 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき平成25・26年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成23・24年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

4 前項の申請をした者については、平成25・26年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（ハ））により通知を行うものとする。

[沿革]

- | | | | |
|----|-----------------|----|-----------------|
| 1 | 昭和42年12月5日一部改正 | 22 | 平成6年6月21日一部改正 |
| 2 | 昭和43年7月11日一部改正 | 23 | 平成6年6月23日一部改正 |
| 3 | 昭和44年1月1日一部改正 | 24 | 平成6年11月14日一部改正 |
| 4 | 昭和44年12月15日一部改正 | 25 | 平成7年3月22日一部改正 |
| 5 | 昭和45年12月10日一部改正 | 26 | 平成7年11月1日一部改正 |
| 6 | 昭和46年3月15日一部改正 | 27 | 平成8年1月1日一部改正 |
| 7 | 昭和47年11月16日一部改正 | 28 | 平成8年3月26日一部改正 |
| 8 | 昭和48年11月27日一部改正 | 29 | 平成8年12月2日一部改正 |
| 9 | 昭和49年6月17日一部改正 | 30 | 平成9年3月31日一部改正 |
| 10 | 昭和50年11月28日一部改正 | 31 | 平成10年9月25日一部改正 |
| 11 | 昭和51年3月15日一部改正 | 32 | 平成10年11月30日一部改正 |
| 12 | 昭和51年12月1日一部改正 | 33 | 平成13年3月30日一部改正 |
| 13 | 昭和53年11月10日一部改正 | 34 | 平成15年3月31日一部改正 |
| 14 | 昭和55年10月11日一部改正 | 35 | 平成16年3月1日一部改正 |
| 15 | 昭和56年2月2日一部改正 | 36 | 平成17年3月22日一部改正 |
| 16 | 昭和56年3月31日一部改正 | 37 | 平成19年3月29日一部改正 |
| 17 | 昭和61年11月28日一部改正 | 38 | 平成21年3月19日一部改正 |
| 18 | 昭和63年12月2日一部改正 | 39 | 平成23年3月31日一部改正 |
| 19 | 平成2年12月1日一部改正 | 40 | 平成25年3月25日一部改正 |
| 20 | 平成3年2月28日一部改正 | 41 | 平成26年5月16日一部改正 |
| 21 | 平成4年12月1日一部改正 | | |

別表

申請者の本社（本店）の所在地	受付担当部局
北海道並びに青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各県	東北地方整備局
東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨各県	関東地方整備局
新潟、富山、石川及び長野（長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。）各県	北陸地方整備局
岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曾、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）各県	中部地方整備局
京都及び大阪各府並びに福井、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山各県	近畿地方整備局
鳥取、島根、岡山、広島及び山口各県	中国地方整備局
徳島、香川、愛媛及び高知各県	四国地方整備局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄各県	九州地方整備局

様式 1

01	1: 新規 2: 更新	※02 受付番号	※03 業者コード	※04 建設業許可番号	※申請者 05の規模	06 適格組 合証明	平成 年 月 日 第 号
----	----------------	----------	-----------	-------------	---------------	---------------	-----------------

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

平成 年度において、貴 地方整備局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日

地方整備局 殿

07 本社(店)郵便番号 -

フリガナ

08 本社(店)住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役職

フリガナ

代表者氏名 (印)

フリガナ

11 担当者氏名

12 本社(店)電話番号

13 担当者電話番号 (内線番号)

14 本社(店)FAX番号

15 メールアドレス

16 電子入札用ICカードの登録番号

(17 代理申請時使用欄)

17 申請代理人 申請代理人郵便番号
申請代理人住 所
申請代理人氏 名 (印) 申請代理人電話番号

18 外資状況

1 外国籍会社 [国名: <input type="text"/>]	2 日本国籍会社 [国名: <input type="text"/> (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名: <input type="text"/> (外資比率: <input type="text"/> %)	[国名: <input type="text"/> (外資比率: <input type="text"/> %)
--	---	---	---

19 営業年数 年

20 総職員数 (人)

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※ 受付番号 ※ 業者コード

21	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局										合 計											
			01 東 北	02 関 東	03 北 陸	04 中 部	05 近 畿	06 中 国	07 四 国	08 九 州	09 国土技術政策総合研究所	10 官本庁省営繕部												
完 成 工 事	01 一般土木工事																							
	02 アスファルト舗装工事																							
	03 鋼橋上部工事																							
	04 造園工事																							
	05 建築工事																							
	06 木造建築工事																							
	07 電気設備工事																							
	08 暖冷房衛生設備工事																							
	09 セメント・コンクリート舗装工事																							
	10 プレストレスト・コンクリート工事																							
	11 法面処理工事																							
	12 塗装工事																							
	13 維持修繕工事																							
	14 河川しゅんせつ工事																							
	15 グラウト工事																							
	16 杭打工事																							
	17 さく井工事																							
	18 プレハブ建築工事																							
	19 機械設備工事																							
	20 通信設備工事																							
	21 受変電設備工事																							
	その他																							
	合 計																							

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※ 受付番号

業 態 調 査 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1)

※ 業態コード

業 態	種 別	種別・種別区分コード	人 数	
			人	数
施 工	建設機械施工員	一般	111	
		二級	212	
工	土木施工員	一般	141	
		土木	214	
		二級 土木	215	
		二級 土木	216	
管 理	建設監督員	一般	120	
		二級	221	
技 術	建設技術員	一般	222	
		二級	223	
技 術	電気工事員	一般	127	
		二級	228	
工	電気工事員	一般	129	
		二級	229	
工	測量士	一般	133	
		二級	234	

技 術 部 門	種別・種別区分コード	人 数	
		人	数
技 術	測量士	142	
	その他	143	
技 術	電気電子部門	144	
	その他	145	
技 術	土木	146	
	その他	147	
技 術	土木	148	
	その他	149	
技 術	土木	150	
	その他	151	
技 術	土木	152	
	その他	153	
技 術	土木	154	
	その他	155	
技 術	土木	156	
	その他	157	
技 術	土木	158	
	その他	159	
技 術	土木	160	
	その他	161	
技 術	土木	162	
	その他	163	
技 術	土木	164	
	その他	165	
技 術	土木	166	
	その他	167	
技 術	土木	168	
	その他	169	
技 術	土木	170	
	その他	171	
技 術	土木	172	
	その他	173	
技 術	土木	174	
	その他	175	
技 術	土木	176	
	その他	177	
技 術	土木	178	
	その他	179	
技 術	土木	180	
	その他	181	
技 術	土木	182	
	その他	183	
技 術	土木	184	
	その他	185	
技 術	土木	186	
	その他	187	
技 術	土木	188	
	その他	189	
技 術	土木	190	
	その他	191	
技 術	土木	192	
	その他	193	
技 術	土木	194	
	その他	195	
技 術	土木	196	
	その他	197	
技 術	土木	198	
	その他	199	
技 術	土木	200	
	その他	201	
技 術	土木	202	
	その他	203	
技 術	土木	204	
	その他	205	
技 術	土木	206	
	その他	207	
技 術	土木	208	
	その他	209	
技 術	土木	210	
	その他	211	
技 術	土木	212	
	その他	213	
技 術	土木	214	
	その他	215	
技 術	土木	216	
	その他	217	
技 術	土木	218	
	その他	219	
技 術	土木	220	
	その他	221	
技 術	土木	222	
	その他	223	
技 術	土木	224	
	その他	225	
技 術	土木	226	
	その他	227	
技 術	土木	228	
	その他	229	
技 術	土木	230	
	その他	231	
技 術	土木	232	
	その他	233	
技 術	土木	234	
	その他	235	
技 術	土木	236	
	その他	237	
技 術	土木	238	
	その他	239	
技 術	土木	240	
	その他	241	
技 術	土木	242	
	その他	243	
技 術	土木	244	
	その他	245	
技 術	土木	246	
	その他	247	
技 術	土木	248	
	その他	249	
技 術	土木	250	
	その他	251	
技 術	土木	252	
	その他	253	
技 術	土木	254	
	その他	255	
技 術	土木	256	
	その他	257	
技 術	土木	258	
	その他	259	
技 術	土木	260	
	その他	261	
技 術	土木	262	
	その他	263	
技 術	土木	264	
	その他	265	
技 術	土木	266	
	その他	267	
技 術	土木	268	
	その他	269	
技 術	土木	270	
	その他	271	
技 術	土木	272	
	その他	273	
技 術	土木	274	
	その他	275	
技 術	土木	276	
	その他	277	
技 術	土木	278	
	その他	279	
技 術	土木	280	
	その他	281	
技 術	土木	282	
	その他	283	
技 術	土木	284	
	その他	285	
技 術	土木	286	
	その他	287	
技 術	土木	288	
	その他	289	
技 術	土木	290	
	その他	291	
技 術	土木	292	
	その他	293	
技 術	土木	294	
	その他	295	
技 術	土木	296	
	その他	297	
技 術	土木	298	
	その他	299	
技 術	土木	300	
	その他	301	
技 術	土木	302	
	その他	303	
技 術	土木	304	
	その他	305	
技 術	土木	306	
	その他	307	
技 術	土木	308	
	その他	309	
技 術	土木	310	
	その他	311	
技 術	土木	312	
	その他	313	
技 術	土木	314	
	その他	315	
技 術	土木	316	
	その他	317	
技 術	土木	318	
	その他	319	
技 術	土木	320	
	その他	321	
技 術	土木	322	
	その他	323	
技 術	土木	324	
	その他	325	
技 術	土木	326	
	その他	327	
技 術	土木	328	
	その他	329	
技 術	土木	330	
	その他	331	
技 術	土木	332	
	その他	333	
技 術	土木	334	
	その他	335	
技 術	土木	336	
	その他	337	
技 術	土木	338	
	その他	339	
技 術	土木	340	
	その他	341	
技 術	土木	342	
	その他	343	
技 術	土木	344	
	その他	345	
技 術	土木	346	
	その他	347	
技 術	土木	348	
	その他	349	
技 術	土木	350	
	その他	351	
技 術	土木	352	
	その他	353	
技 術	土木	354	
	その他	355	
技 術	土木	356	
	その他	357	
技 術	土木	358	
	その他	359	
技 術	土木	360	
	その他	361	
技 術	土木	362	
	その他	363	
技 術	土木	364	
	その他	365	
技 術	土木	366	
	その他	367	
技 術	土木	368	
	その他	369	
技 術	土木	370	
	その他	371	
技 術	土木	372	
	その他	373	
技 術	土木	374	
	その他	375	
技 術	土木	376	
	その他	377	
技 術	土木	378	
	その他	379	
技 術	土木	380	
	その他	381	
技 術	土木	382	
	その他	383	
技 術	土木	384	
	その他	385	
技 術	土木	386	
	その他	387	
技 術	土木	388	
	その他	389	
技 術	土木	390	
	その他	391	
技 術	土木	392	
	その他	393	
技 術	土木	394	
	その他	395	
技 術	土木	396	
	その他	397	
技 術	土木	398	
	その他	399	
技 術	土木	400	
	その他	401	
技 術	土木	402	
	その他	403	
技 術	土木	404	
	その他	405	
技 術	土木	406	
	その他	407	
技 術	土木	408	
	その他	409	
技 術	土木	410	
	その他	411	
技 術	土木	412	
	その他	413	
技 術	土木	414	
	その他	415	
技 術	土木	416	
	その他	417	
技 術	土木	418	
	その他	419	
技 術	土木	420	
	その他	421	
技 術	土木	422	
	その他	423	
技 術	土木	424	
	その他	425	
技 術	土木	426	
	その他	427	
技 術	土木	428	
	その他	429	
技 術	土木	430	
	その他	431	
技 術	土木	432	
	その他	433	
技 術	土木	434	
	その他	435	
技 術	土木	436	
	その他	437	
技 術	土木	438	
	その他	439	
技 術	土木	440	
	その他	441	
技 術	土木	442	
	その他	443	
技 術	土木	444	
	その他	445	
技 術	土木	446	
	その他	447	
技 術	土木	448	
	その他	449	
技 術	土木	450	
	その他	451	
技 術	土木	452	
	その他	453	
技 術	土木	454	
	その他	455	
技 術	土木	456	
	その他	457	
技 術	土木	458	
	その他	459	
技 術	土木	460	
	その他	461	
技 術	土木	462	
	その他	463	
技 術	土木	464	
	その他	465	
技 術	土木	466	
	その他	467	
技 術	土木	468	
	その他	469	
技 術	土木	470	
	その他	471	
技 術	土木	472	
	その他	473	
技 術	土木	474	
	その他	475	

様式 特2

業 者 一 下 種 付 番 号 業 許 可 番 号 本 店 所 在 地	順 業 位 企 業 規 模 位 階 級	商 号 又 名 交 換 者 代 表 者 名	本 店 所 在 地 電 話 番 号 F A X 番 号 電 子 入 札 I C カ ー ド 登 録 番 号	合 併 債 権 担 保 率 経 営 事 項 評 価 率 技 術 評 価 率 自 主 地 域 性	資 本 金 額 年 末 額 年 末 額 年 末 額 年 末 額 年 末 額 年 末 額 年 末	年 間 平 均 自 前 年 前 年 前 年 前 年 前 年 前 年 前 年 前 年 前 年 前 年 前 年 前 年 前 年 前	完 成 工 事 費 率 率 費 率 率 費 率 率 費 率 率 費 率 率 費 率 率 費 率 率	販 売 額 又 是 内 比 率 (%)	許 可 業 種 工 事 の 種 類 大 臣 知 事 指 定 ・ ① ② ③ ④ 一 般 ・ ② ④	備 考	
										各 工 事	技 術 員

様式 特5 (イ)

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書

郵便番号

住所

商号又は名称

業種コード

平成 年 月 日

記

工事種別	等 級 区 分	経 営 事 項 評 価 点 数	技 術 評 価 点 数	総 合 点 数	工事種別	等 級 区 分	経 営 事 項 評 価 点 数	技 術 評 価 点 数	総 合 点 数

交付番号

部長

さき審査申請があった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定(港湾空港関係を除きます。)しましたので、通知します。

なお、この通知書受領後に一般競争(指名競争)参加資格申請書(工事)の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出てください。

有効期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

※費用について、情報公開法に基づき開示請求があった場合には、申請書類が対象となります。

様式 特5 (ロ)

一般競争参加資格認定通知書		表	裏												
郵便はがき		(縦14.8センチメートル) (横 10センチメートル)													
	□□□□-□□□□	一般競争参加資格認定通知書													
	住所	さきに審査申請のあった標記の資格について、次の													
	商号又は名称	工事種別については資格がないと認定したので、通知													
	代表者	します。													
	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">工 事 種 別</th> <th style="width: 50%;">工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;">工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;">工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;">工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;">工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事</td> <td style="text-align: center;">工事</td> </tr> </tbody> </table>		工 事 種 別	工 事 種 別	工事	工事	工事	工事	工事	工事	工事	工事	工事	工事
工 事 種 別	工 事 種 別														
工事	工事														
工事	工事														
工事	工事														
工事	工事														
工事	工事														
	住 所														
	部局長名														
	受付番号														
	[] [] [] []														

様式 特5 (ハ)

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書		記											
郵便番号		工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	残留措置	工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	残留措置
住所													
商号又は名称													
業者コード	受付番号												
平成 年 月 日	部局長												
さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定(港湾空港関係を除きます。)しましたので、通知します。													
なお、この通知書受領後に一般競争(指名競争)参加資格申請書(工事)の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。													
		※貴殿について、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、申請書類が対象となります。 有効期限 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで											

様式 特6

一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書		記	
郵便番号		工事種別	等級区分
住所			
商号又は名称			
	殿		
業者コード	受付番号		
平成 年 月 日			
	部局長		
			先に平成 年 月 日付けをもって一般競争(指名競争)参加資格がある旨通知したが、上記の資格については、その認定を取り消したので、通知します。

様式 特7

(用紙A4)

番 号
年 月 日

国土交通大臣殿

契約担当官等名

官 職 氏 名 印

上 位 業 者 指 名 承 認 申 請 書

工 事 種 別				工 事
工 事 名				
予 定 価 格 の 属 する 等 級		契 約 予 定 年 月	年	月
		予 定 工 期	日 間	

上記工事は、下記1の理由により特別の技術を要するものであると認め、下記2のとおり指名したいので、承認を受けたく、申請する。

記

1 特別の技術を要する理由

2 指名しようとする有資格業者の等級及び数

等 級	A	B	C	D	E	計
数	人	人	人	人	人	人

Adobe Flash Player 11

メニュー

国土交通省、官庁事務関係省庁競争参加資格(建設工事)インターネット申請書

許可番号 00 000000

必須データ

- 申請書
- 営業所
- 完工高

申請機関

- 官房会計課等
- 地方整備局等
- 港湾空港関係
- 沖縄総合事務局
- 首都高速道路(株)
- 阪神高速道路(株)

業態調査書

- 業態調査書1
- 業態調査書2
- 業態調査書3
- 業態調査書4
- 業態調査書5

version 5.1

建築法工種名	細区分工種名	年間平均完成工事高(千円)
土木一式	一般土木	12,123
	遮音壁	123,123
	ゲタ外	32,343
	アスベストコンクリート	3,214
	法面処理・環境省〈自然環境共生工事〉	0
	土木保全・環境省〈自然環境共生工事〉	2
	標識・環境省〈自然環境共生工事〉	3
	防護柵・環境省〈自然環境共生工事〉	33432
	ド補内装	0
	軌道	0
港湾土木	港湾土木	0
	レール溶接他	0
その他		0
合計		170,808
建築一式	建築	0
	木造建築	0
	アパル建築	0
	施設保全	0
	遮音壁	0
その他		0
合計		0
大工	建築	0
	木造建築	0
	その他	0
合計		0

Adobe Flash Player 11

メニュー

国土交通省、官庁事務関係省庁競争参加資格(建設工事)インターネット申請書

許可番号 00 000000

申請を希望する部局

希望工事種別

年間平均完成工事高(千円)

希望工事種別	年間平均完成工事高(千円)	東	関	北	中	近	中	四	九	国	官	合
一般土木工事	135,246	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1
アスベスト舗装工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鋼橋上部工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
造園工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
成												
建築工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
木造建築工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
電気設備工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
暖冷房衛生設備工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
高												
アスベストコンクリート工事	3,214	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法面処理工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
塗装工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
維持修繕工事	33,437	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
河川しゅんせつ工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ゲタ外工事	32,343	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
杭打工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
さく井工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
アパル建築工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
機械設備工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
通信設備工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受変電設備工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他(申請外)	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
合計	204,240		1									
空												
港湾寄土木工事	204,240	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
港湾寄土木工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
港湾寄しゅんせつ工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
空												
港湾寄舗装工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
港湾寄橋構造物工事	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他(申請外)	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
合計	204,240											

※ 上記画面は、「国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁管轄・公園関係・港湾空港関係)、国土交通省大臣官房官庁事務部及び国土技術政策総合研究所(構造物を除きます)」に登録を希望する方が入力してください。

version 5.1

Adobe Flash Player 11

メニュー

国土交通省、官庁官庁関係省庁競争参加資格(建設工事)インターネット申請書

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

官房会計課等

業態調査書

業態調査書6

業態調査書7

version 5.1

■ 親会社 建設業者に限らず持株会社等も記述対象です。
有 無

親会社1

許可番号 11 111111 建設業許可を有していない場合、許可番号は不要です。
 本店電話番号(大代表) 03 1111 1111 更生会社・再生手続中の会社
 商号又は名称 (株)親会社
 本店住所 東京都新宿区新宿〇-〇-〇

親会社2

許可番号 建設業許可を有していない場合、許可番号は不要です。
 本店電話番号(大代表) 更生会社・再生手続中の会社
 商号又は名称
 本店住所

■ 子会社のうち、建設業許可を有している子会社
有 無

建設業許可番号	商号又は名称
99-999999	(株)建設許可子会社

追加 コピー 修正 削除

■ 役員の兼任に関する事項
有 無

申請者役職	氏名	建設業許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
取締役	兼任 太郎	22-222222	日本兼任先(株)	取締役

追加 コピー 修正 削除

Adobe Flash Player 11

メニュー

国土交通省、官庁官庁関係省庁競争参加資格(建設工事)インターネット申請書

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

官房会計課等

地方整備局等
 港湾空港関係
 沖縄総合事務局
 首都高速道路(株)
 阪神高速道路(株)

業態調査書

業態調査書5

業態調査書6

業態調査書7

業態調査書8

version 5.1

許可番号 00 000000

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項
有 無

氏名	申請者役職	就任年月日	退職年月日	退職時官職
再就職 太郎	特別〇〇役	平成18年02月13日	平成16年08月14日	〇〇局〇〇事務所〇〇課長

新規 コピー 削除

氏名 再就職 太郎
 申請者役職 特別〇〇役
 就任年月日 平成 18 年 02 月 13 日
 退職年月日 平成 16 年 08 月 14 日
 退職時官職 〇〇局〇〇事務所〇〇課長

※1 社内異動及び新規採用は問わず、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者を入力してください。
 (平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている場合には、入力しないでください。)

※2 「退職時官職」欄は、出来るだけ詳しく入力してください。但し、「国土交通省」は入力しないで下さい。
 (例: 〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所〇〇課長)

※3 「退職年月日」及び「退職時官職」欄は、把握している範囲で入力してください。

※ 上記業態調査書の対象機関は以下のとおりです。 国土交通省大臣官房会計課、国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁官籍・公園関係)、国土交通省地方整備局(港湾空港関係)、国土交通省大臣官房官庁官籍部、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除きます)、北海道開発局